



22. 農業・農地・農村・食と農の振興

(126) 奈良県豊かな食と農の振興条例の制定

これまででは

奈良県の食と農を一体的に振興するために「食」と「農」の振興の基本となる条例の検討を進めてきました。

もっと良くするために

「奈良県豊かな食と農の振興に関する条例」に基づき、食と農の一体的な振興を図るための基本的な計画を策定し、具体的な取組を推進します。

目指す姿

令和2年度に食と農の一体的な振興を図る基本的な計画を策定し、具体的な施策を推進します。

身体に良いものを食べて健康で長生きしたいなあ。おいしい食を求めて奈良を訪れる人を増やしたいなあ。



食の提供の充実

- 市場動向に基づく重点的な生産振興、品質の向上と安全性、安定生産の確保
- 事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出の推進
- 国内外への情報発信、流通の円滑化、多様な販路拡大

食を楽しむ機会の拡大

- 食と農に強い人材の育成、開業支援
- 飲食店・宿泊施設における食事の満足度の向上
- 食と農の地域資源に触れ、親しむ機会の拡大
- 地域の食文化の継承、創造、発信

健康的な食生活の実現

- 品質の優れた農畜水産物等を活用した、適切な食習慣の普及

子どもの健全育成

- 子どもの食への県産農畜水産物等の利用促進（家庭、学校、地域社会）
- 子どもの食生活の改善に資する食事の機会の提供

県民や来訪者に安全で質の高い農畜水産物等をおいしく食べる機会を提供して、健康で豊かな生活の実現と食と観光が連携した地域振興を進めるんです。



主な取組

取組	令和2年度	令和3年度	令和4年度
条例に基づく基本計画の策定	基本計画の策定とその進捗管理		